

一般社団法人日本医療薬学会役員候補者選出規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本医療薬学会（以下「本学会」とする）定款第13条に定める役員候補者を公正かつ円滑に選出することを目的とする。

(理事候補者)

第2条 理事候補者総数は20名とし、その構成は次の通りとする。

- (1) 代議員による選挙（以下「理事候補者選挙」という）で選出される者（以下「選挙選出理事候補者」という）15名（病院所属区分：7名、大学所属区分：4名、薬局所属区分：2名、その他所属区分（製薬企業、行政等）：2名）
 - (2) 第4条に定める推薦委員会の推薦により選出される者（以下「推薦理事候補者」という）5名
- 2 理事候補者選挙の結果、前項第1号による選挙選出理事候補者数が充足されない場合は、同第2号による推薦理事候補者数を総数に達するまで増加できる。
- 3 社員総会における役員選任決議の前に、理事候補者が辞退した場合は、所属区分ごとに補欠候補者を繰り上げ、補欠候補者が不在の場合は推薦理事候補者から補充できる。なお、補充の可否は理事会が決定する。
- 4 任期途中で理事の退任があった場合は、推薦理事候補者として欠員を補充できる。なお、補充の可否は理事会が決定する。
- 5 同第1項(2)及び前二項の選任決議は、定款第13条第1項、第27条または第29条により行う。
- 6 同第4項の補充により選任された理事の任期は、定款第16条第3項に基づき、前任者の残任期間とする。

(監事候補者)

第3条 監事候補者は3名とし、代議員による選挙（以下「監事候補者選挙」という）で選出する。

- 2 監事候補者選挙の結果、前項による選挙選出監事候補者数が充足されない場合は、第4条に定める推薦委員会の推薦により選出される者（以下「推薦監事候補者」という）として総数に達するまで補充できる。なお、補充の可否は理事会が決定する。
- 3 社員総会における役員選任決議の前に、監事候補者が辞退した場合は、推薦監事候補者として補充できる。なお、補充の可否は理事会が決定する。
- 4 任期途中で監事の退任があった場合は、推薦監事候補者として欠員を補充できる。なお、補充の可否は理事会が決定する。
- 5 同第2項及び前二項の選任決議は、定款第13条第1項、第27条または第29条により行う。

- 6 同第 4 項の補充により選任された監事の任期は、定款第 16 条第 3 項に基づき、前任者の残任期間とする。

(委員会の設置及び構成)

- 第 4 条 理事候補者の選出及び監事候補者の選出を適正かつ円滑に実施するため、役員候補者選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という）及び役員候補者推薦委員会（以下「推薦委員会」という）を設置する。
- 2 選挙管理委員会の委員は、理事会が指名する 5 名以上の正会員（当該選挙の被選挙人になる者を選定することはできない）をもって構成し、委員長は互選によって決定する。
 - 3 推薦委員会の構成は理事会が決定する。
 - 4 委員の過半数が出席しなければ委員会を開催することはできない。

(選挙管理委員会の職務)

- 第 5 条 選挙管理委員会は役員候補者選挙の実施及び必要な事務を行い、選挙結果を理事会及び社員総会に報告する。

(推薦委員会の職務)

- 第 6 条 推薦委員会は推薦理事候補者及び推薦監事候補者（以下「推薦役員候補者」という）を選出し、結果を理事会及び社員総会に報告する。

第 2 章 選挙人及び被選挙人

(選挙人及び被選挙人)

- 第 7 条 選挙人は、役員候補者選挙公示日（以下「選挙公示日」という）において、公示する年度の会費を完納している代議員である。
- 第 8 条 理事候補者選挙の被選挙人は、選挙公示日において、公示する年度の会費を完納している 65 歳未満の代議員のうち、第 10 条に定める方法により立候補した者とする。
- 2 理事を 3 期連続して務める者は、連続 4 期目の理事候補者選挙に立候補できない。
 - 3 1 期目の会頭職を務める現任の会頭は、前項の対象外とする。
- 第 9 条 監事候補者選挙の被選挙人は、選挙公示日において、公示する年度の会費を完納している 70 歳未満の会員のうち、第 10 条に定める方法により立候補した者とする。
- 2 監事を 3 期連続して務める者は、連続 4 期目の監事候補者選挙に立候補できない。

(立候補の届け出)

- 第 10 条 理事候補者選挙に立候補する者は自身を除く現職代議員 2 名の推薦を得、所信表明を含む書面を所定の方法により選挙管理委員会が指定する日までに、選挙管理委員会に届け出なければならない。
- 2 監事候補者選挙に立候補する者は自身を除く現職代議員 5 名の推薦を得、所定の方法により選挙管理委員会が指定する日までに、選挙管理委員会に届け出なければならない。

- 3 1名の代議員が推薦可能な理事候補者及び監事候補者は一選挙につき各2名以内とする。

第3章 投票

(選挙の方法)

第11条 投票はインターネットを介したオンライン投票システムにより行う。

- 2 選挙管理委員会は立候補者の資格を確認したのち、立候補届の記載内容に基づき、①候補者氏名、②勤務先、③現役役員の別、④本学会のいずれかの専門薬剤師制度の指導薬剤師取得者・専門薬剤師取得者の別、⑤入会年度、⑥代議員（評議員）就任期間、⑦所属区分、⑧所信表明文（200字以内、理事候補者選挙の立候補者のみ）を記載した被選挙人名簿を作成し、投票期間の初日の14日前までにホームページへ掲載するなどの方法で選挙人に対し公示する。

(投票の方法)

第12条 投票数は所属区分ごとの理事選出数並びに監事選出数を上限とし、被選挙人名簿より無記名連記で行う。ただし、第15条第3項による信任投票を行う場合は、投票数の上限を所属区分ごとの立候補者数とする。

第4章 開票

(開票)

第13条 開票は、選挙管理委員会において、オンライン投票システムの得票集計結果の確認を行う。

(無効投票)

第14条 投票の効力は選挙管理委員会が判定する。

第5章 役員候補者の決定

(選挙選出役員候補者の決定)

第15条 選挙による役員候補者は、選挙管理委員会において、被選挙人名簿の中から所属区分ごとに有効得票数の多い者の順に決定し、補欠候補者は、役員候補者の次点から有効得票数の多い者の順に決定する。

- 2 有効得票数が同数の被選挙人があるときは、本学会のいずれかの専門薬剤師制度の指導薬剤師取得者、同専門薬剤師取得者、代議員（評議員）歴、会員歴の長い者の順とし、なお同等の場合は、選挙管理委員会が予め定めた方法により抽選を行いその順位を決定する。ただし、監事候補者の当選者は理事候補者選挙の当選順位に含めない。
- 3 理事候補者選挙の立候補者数が各所属区分の定数内の場合、及び監事候補者選挙の立候補者数が公示された定数内の場合は立候補者ごとに信任投票を行い、有効投票数の過半数の得票をもって信任とみなす。なお、この場合においては、補欠候補者は選定しない。

(推薦役員候補者の選出)

第 16 条 推薦委員会は、選挙選出役員候補者の名簿を踏まえ、第 2 条第 1 項 (2) 及び第 3 条第 2 項に基づく推薦役員候補者を、会費を完納している正会員から選出する。なお、第 2 条第 3、4 項及び第 3 条 3、4 項の補欠候補者は、推薦役員候補者選出時に、同時に選出することができる。

2 推薦委員会の委員は、自己と同一の勤務先に所属する候補者の選出決議に参加することができない。

第 6 章 補則

(会頭候補者の選出及び会頭の任期)

第 16 条 会頭候補者に立候補する者は所信表明を行い、選挙選出理事候補者の互選により選出する。

2 会頭は再任可能であるが、3 期連続して務めることはできない。

(選挙選出役員及び推薦役員決定後の扱い)

第 18 条 社員総会において選挙選出役員及び推薦役員を決定した後は、両者を一律に扱い区別しない。

(細則)

第 19 条 定款及び本規程に定めるもののほか、役員候補者の選出について必要な事項は理事会の決議により別に定める。

附則

1 本規程は、2025 年 6 月 2 日から施行する。

制定	平成 21 年 8 月 21 日
改正	平成 21 年 12 月 15 日
改正	平成 23 年 5 月 26 日
改正	平成 23 年 7 月 26 日
改正	平成 24 年 2 月 28 日
改正	平成 25 年 6 月 6 日
改正	平成 26 年 12 月 18 日
改正	平成 28 年 10 月 4 日
改正	2021 年 8 月 20 日
改正	2025 年 6 月 2 日